

平成20年度個人住民税の主な税制改正をお知らせします

【住宅ローン控除の特別措置】

税源移譲により所得税額が減ったため控除しきれない場合、税源移譲前に比べ負担増とならないように、一定の算式に基づき住民税から控除する特例措置が設けられました。

対象者平成11年から平成18年に入居された方で所得税の住宅ローン控除の適用がある方(平成19年以後に入居の方は、この特例措置の適用は無く、所得税による控除のみとなります。)

申告書の提出方法

ア、確定申告をされる方(申告書は青梅税務署・市役所で配布)

確定申告書と一緒に青梅税務署へ提出してください。

イ、確定申告をされない方(申告書は市役所・申告会場で配布)

給与収入のみで年末調整が済んでおり確定申告をされない方は、源泉徴収票の原本を添えて、提出してください。

申告書の配布時期

申告書は、平成20年1月4日(金)から市役所に用意する予定です。

その他

住民税からの住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

【地震保険料控除の創設】

多発する地震災害を受け、損害保険料控除が改正され、新たに地震保険料控除が創設されました。

対象住宅・家財などの生活資産の地震保険料
控除限度額25,000円

地震保険料契約に関する保険料の1/2 ※経過措置として平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険契約については、従前の損害保険控除が適用されます(控除限度額10,000円)。 ※支払った保険料が地震保険契約に係るものと、旧長期損害保険契約に係るものの両方の場合(控除限度額25,000円)

【平成17年1月1日時点で65歳以上であった方へ】

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度は税額の2/3、平成19年度は1/3が軽減されていましたが、平成20年度には経過措置がなくなり全額負担となります。

【所得変動による住民税の還付】

住民税は、前年度の収入に対し翌年度に課税と

なるため、税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方について、既に納付済の平成19年度分の住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額を申告により還付します。

申告期間平成20年7月1日～7月31日

申告先平成19年1月1日現在お住まいの市町村の住民税担当課へ減額申告書を提出(現在、総務省で準備中)※詳細については、後日広報等でお知らせします。

【申告会場の変更について】

毎年行っている確定申告、市・都民税申告の受付ですが、今回は会場がJ R福生駅構内の福生市プチギャラリーとなる予定です。

なお、日程等詳細については、後日広報等でお知らせします。

【確定申告の相談・受付について】

福生市プチギャラリーの相談・受付会場の混雑が予想されるため、お急ぎの方、既に準備ができています。平成20年1月4日(金)から青梅税務署で所得税の還付申告の相談・受付を行っていますので、おいでください。

※青梅税務署は、J R青梅線河辺駅南口下車徒歩6分
問合せ課税課市民税係、青梅税務署 ☎0428・22・3185

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	827	110	180	16
昼間(午前7時～午後7時)	690	167	151	56
夕刻(午後7時～10時)	131	-51	28	-39
夜間(午後10時～午前7時)	6	-6	1	-1
最高音圧レベル(デシベル)	114	2	88	2

市役所パートタイマー募集
職種 一般事務
募集人員 若干名
採用日 平成20年2月1日
勤務日・時間 原則として毎週月～金曜日、午前9時～午後4時
賃金 福生市パートタイマー雇用規程による
受験資格 市内在住で簡単なパソコン操作のできる方
試験の方法 面接(1月上旬予定)
※登録合格者は、1年間市役所のパートタイマーとして登録され、必要に応じて(毎月勤務があるとは限りません)それぞれの職場に勤務していただきます(登録が更新される場合があります)。
申込み 12月17日～21日の間に、本人が履歴書(写真貼付)を持参のうえ、直接職員課人事係へ。

12月は納税推進強化月間です

●12月の納税
12月は国民健康保険税(第5期)、介護保険料(第5期)、固定資産税・都市計画税(第3期)の納期です。12月28日(金)までに納めてください。
口座振替は12月28日(金)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

●市税・国民健康保険税・介護保険料にかかる延滞金及び還付加算金の率が変わります
市税を納期限内に納めなかった方は、納期限までに納めた人との公平性を保つため、延滞金をあわせてお支払いいただきます。
延滞金の計算式は次のとおりです。

平成19年中
(滞納税額×4.4%×納期限の翌日から1か月の日数÷365)+[滞納税額×14.6%×(納期限の翌日から納付した日までの日数-納期限の翌日から1か月の日数)÷365]

平成20年中
(滞納税額×4.7%×納期限の翌日から1か月の日数÷365)+[滞納税額×14.6%×(納期限の翌日から納付した日までの日数-納期限の翌日から1か月の日数)÷365]

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間の延滞金の割合が平成20年1月1日以降変更になります。
支払いが遅れないようお願いいたします。また、市では納め忘れを防ぐことができる口座振替をお勧めしています。市内金融機関、市役所で手続きができますので、ご利用ください。
問合せ収納課

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	15日(火)	午後1時30分～4時30分	市役所1階相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課 ☎03・5320・7733
登記相談	10日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	8日(火)			
法律相談	11日(金)・16日(水)・23日(水)・30日(水)			
交通事故相談	17日(木)			
税務相談	24日(木)			
少年相談	18日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター ☎042・642・1677へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所2階介護福祉課	問合せ介護福祉課介護保険係
子ども相談	毎週火～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(福祉センター2階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎539・2555
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所5階消費者相談室	問合せ地域振興課
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎552・2121
金融相談	10日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談 (☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談 (☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通 ☎551・7700)